

西光苑通所リハビリテーション事業所及び 西光苑介護予防通所リハビリテーション事業所 運 営 規 程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人光仁会が開設する介護老人保健施設西光苑の西光苑通所リハビリテーション事業所及び西光苑介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「当事業所」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーションを含む。以下同じ。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態。以下同じ。）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画を含む。以下同じ。）を立ててサービスを実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所は、地域の中核事業所となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者を含む。以下同じ。）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的なサービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当事業所は、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、必要な事項について、分かりやすく説明を行うとともに、利用者の同意を得ることとする。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での通所リハビリテーションの提供にかかる以外の利用は、原則として行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 西光苑通所リハビリテーション事業所及び
西光苑介護予防通所リハビリテーション事業所
- (2) 開設年月日 平成4年6月15日
- (3) 所在地 佐賀県伊万里市山代町6545番地11
- (4) 電話番号 0955-28-1115 FAX番号 0955-28-4888
- (5) 管理者名 古賀浩作
- (6) 介護保険指定番号 佐賀県指令4高第12号

(従業者の職種、員数)

第4条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 管理者 | 1人(医師) |
| (2) 医師 | 1人(管理者) |
| (3) 看護職員又は介護職員 | 4人以上 |
| (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 1人 |
| (5) その他の職員 | 必要数 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所の適正な管理及び運営を行うため、必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師は、当事業所の従事者に、通所リハビリテーションの提供に当たらせる。
- (3) 医師及び理学療法士、作業療法士その他通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従事者は、共同して通所リハビリテーション計画を作成する。
- (4) 看護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画等に基づく看護・介護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画等に基づく介護を行う。
- (6) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、医師及び看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書(介護予防の場合は、運動器機能向上計画書。以下同じ。)を作成し、利用者の通所リハビリテーション計画等に基づくりハビリテーションを行う。
- (7) その他の職員は、通所リハビリテーションの提供に関し必要なその他の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 当事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。(但し、12月31日～1月3日を除く。)
- (2) 営業日の午前9時から午後4時までを営業時間とする。但し、利用者の希望で延長することもできる。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、介護予防通所リハビリテーション利用者を含め40人とする。

(事業の内容)

- 第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及びその他当事業所職員によって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。
- 2 通所リハビリテーション計画等に基づき、入浴介助等を実施する。
 - 3 通所リハビリテーション計画等に基づき、食事を提供する。
 - 4 通所リハビリテーション計画等に基づき、居宅及び当事業所間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を、次のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。
伊万里市、西松浦郡、長崎県松浦市の一円

(身体の拘束等)

第 12 条 当事業所は、利用者等の生命又は身体を保護するため等、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行わない。

(記録の整備)

第 13 条 当事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

(当事業所の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り、当事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。
 - (2) 飲酒は、行事等で当事業所が許可する以外は、原則禁止とする。
 - (3) 喫煙は、禁止する。
 - (4) 火気の取扱いは、禁止する。
 - (5) 設備・備品は、自由に利用できる。
 - (6) 所持品・備品等の持ち込みは、日常生活に必要な程度とする。
 - (7) 金銭・貴重品の持ち込みは、原則禁止とする。(但し、必要がある場合には利用者の責任のもと管理することとする。)
 - (8) 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、原則禁止とする。(但し、緊急時の場合は除く。)
 - (9) 宗教活動は、禁止する。
 - (10) ペットの持ち込みは、禁止する。
 - (11) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
 - (12) 他利用者への迷惑行為は、禁止する。
- (非常災害対策)

第 15 条 当事業所は、消防法施行規則第 3 条第 1 項に規定する西光苑消防計画及び風水害、地震、原子力等の災害に対処する西光苑防災計画に基づき、非常災害対策を行う。

- (1) 消防法第 8 条第 1 項に規定する防火管理者を置く。
- (2) 火元責任者には、当事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は有資格業者に委託し、点検時は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災や風水害、地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当事業所職員に対して防災教育、訓練を実施する。
 - ① 防災教育及び訓練……………年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法等……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策

(緊急時等の対応、事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第 16 条 当事業所は、利用者の体調に急変、その他緊急事態が生じた場合は、利用者に対し必要な措置を行うと共に、速やかに主治の医師、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行う。

2 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い通所リハビリテーションサービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

また、サービスの提供にあたって事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行うと共に、市町村、当該利用者の家族及び居宅介護支援事業者等に連絡を行う。

(職員の服務規律)

第 17 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して当事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度をもって接遇すること
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること

(職員の質の確保)

第 18 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 19 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人光仁会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 当事業所職員は、当事業所が行う年 1 回以上の健康診断を受診することとする。

2 当事業所職員は、自分自身の健康管理、体調の管理に努めるものとする。

(衛生管理)

第 21 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、6 月に 1 回以上開催し、その結果について当事業所職員に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行う。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 22 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間及び当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように入職時に誓約書を徴し、指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、民法上の損害賠償責任を負うものとする。

(虐待の防止に関すること)

第23条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を、定期的に開催し、その結果について当事業所職員に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に行うため、当事業所に虐待防止の担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

2 事業者は、当事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(第三者による評価)

第25条 当事業所は、できる限り第三者による評価を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場（利用者及びその家族等を含む。）において行われる性的な言動等又は優越的な関係を背景とした言動等であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、当事業所職員の就業環境が害されることを防止するための指針を整備し、ハラスメントの防止に取り組むものとする。
- 4 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、当事業所の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成27年11月1日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成29年2月1日より施行する。

附則

この運営規程は、令和6年3月1日より施行する。